

令和2年度第1回図書館実務研修会

著作権について



長崎県立長崎図書館
奉仕課 東川 裕美

三ライオン図書館
NAGASAKI PREF. & OMURA CITY LIBRARY



ある図書館にて

- 利用者から、コピーの申込みあり。

職員 「地図は、見開き半分までしか
コピーできませんが、
よろしいでしょうか。」

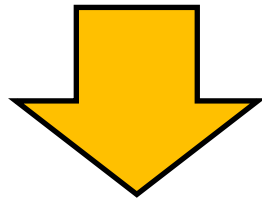
利用者 「貸出できない地図だから、ここで
全部コピーしたいんだけど…」

→ どう対応しますか？



著作権について

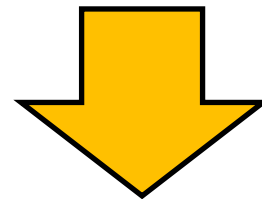
著作権に
ついての
誤った理解



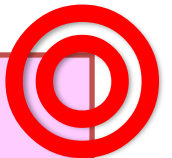
利用者に
罪を負わせる



著作権に
ついての
正しい理解



利用者を
守る



本研修のねらい

- 著作権とは何かについて理解すること。
- 著作権の観点から、図書館として適切な対応を考えること。



本研修の流れ

- 1 著作権とは
- 2 図書館における著作権について
～複製を中心に～
- 3 まとめ



本研修の流れ

- 1 著作権とは
- 2 図書館における著作権について
～複製を中心に～
- 3 まとめ



「著作権」とは

- 「公衆に無断で〇〇されない権利」

※公衆＝特定多数または不特定者

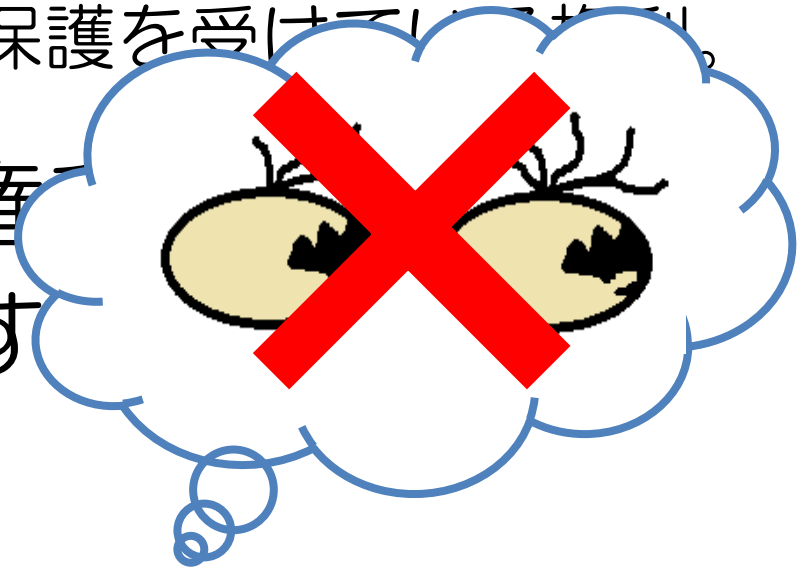
コピー、展示、貸出、演奏、
上演、翻訳、利用、...



「著作権」とは

- 知的財産権の中の1つ。
日本の著作権法によって保護を受けています。

- 目的：著作権等の権利
文化の発展に寄与す
(※著作者 = 著作権者)

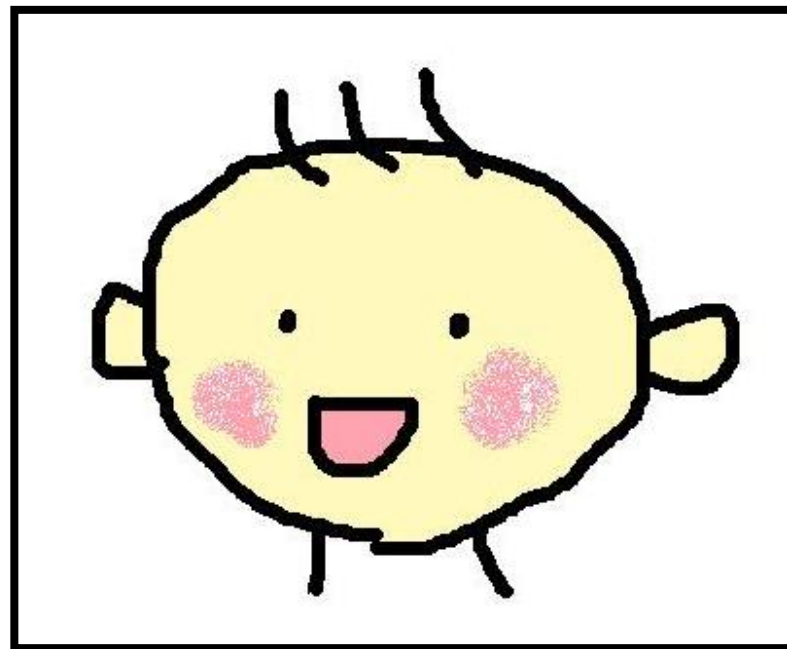
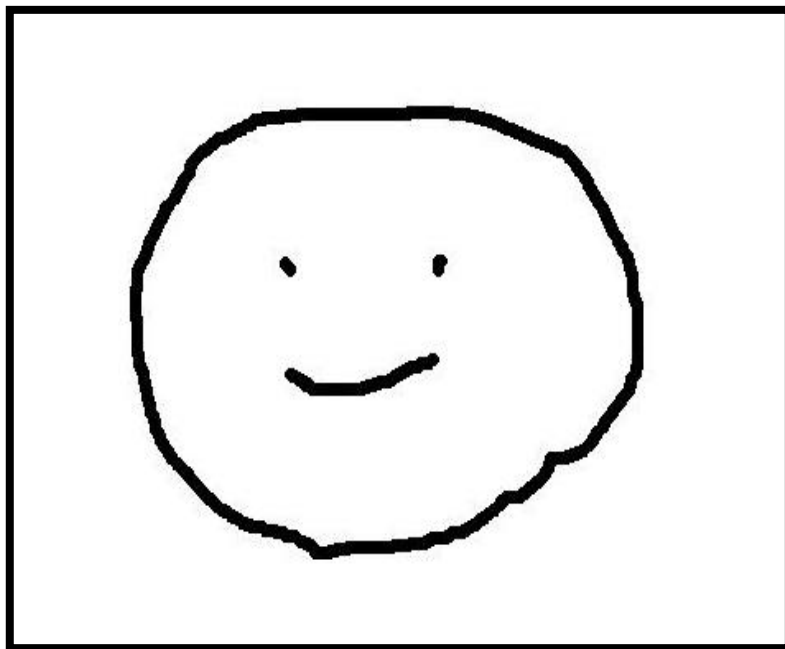


- 対象：表現物（アイデア×）
創作的なものに限る。

著作物



「著作物」？



★ 「創作性」があるか



「著作物」いろいろ

- 言語、図形、映像など、様々な種類がある

例：小説、俳句、音楽、舞踊、劇、絵画、
彫刻、建築、地図、写真、映画、
プログラム、データベースなど

☆固定（録画、印刷など）の必要なし
⇒講演や即興の歌なども「著作物」



「著作権」とは

- 創作した時点で自動的に発生

※©マークの有無は関係無し

- 保護期間：原則著作者の死後70年。
無名、変名、団体名は
公表後70年。

70年に
延長

★平成30年12月30日より
映画も70年。



著作権侵害の場合

- 10年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金
あるいはその両方が科せられる。
- 法人の場合、
3億円の罰金になることも。

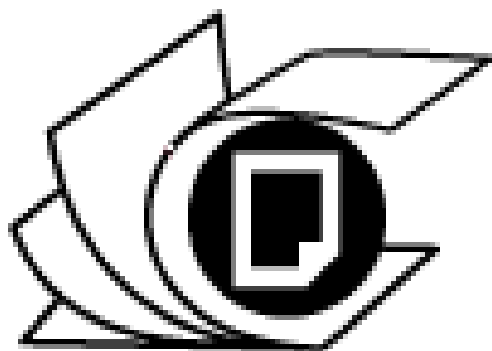


著作物を利用するためには

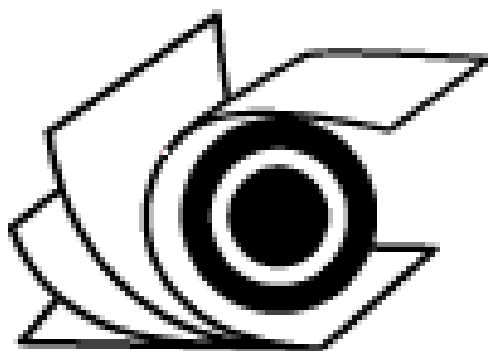
- ①保護期間満了 → 利用可（許諾×）
- ②許諾を得る → それぞれ著作権等管理事業者より許諾を受ける。※料金発生
- ③文化庁長官の裁定を受ける
- ④特別の場合 → 利用可（許諾×）
 - 私的利用（家庭内、利益発生×）
 - 教育機関（非営利、授業中）
 - 障害者のための利用（朗読、拡大複製など）
 - 図書館等における複製 など



※(参考)自由利用マーク



コピーOK



障害者OK



学校教育OK



著作物を利用するためには

- ①保護期間満了 → 利用可（許諾×）
- ②許諾を得る → それぞれ著作権等管理事業者より許諾を受ける。※料金発生
- ③文化庁長官の裁定を受ける
- ④特別の場合 → 利用可（許諾×）
 - 私的利用（家庭内、利益発生×）
 - 教育機関（非営利、授業中）
 - 障害者のための利用（朗読、拡大複製など）
 - 図書館等における複製 など



著作物を利用するためには

- ①保護期間満了 → 利用可（許諾×）
- ②許諾を得る → それぞれ著作権等管理事業者より許諾を受ける。※料金発生
- ③文化庁長官の裁定を受ける
- ④特別の場合 → 利用可（許諾×）
 - 私的利用（家庭内、利益発生×）
 - 教育機関（非営利、授業中）
 - 障害者のための利用（朗読、拡大複製など）
 - 図書館等における複製 など



複製が認められる図書館とは

- 国立国会図書館及び、政令で定められた図書館であること

※公共図書館、大学又は高専の図書館、
防衛・水産大学校等の大学類似教育機関
の図書館、法令設置の美術館・博物館・
研究所・試験所等で資料を一般公開して
いる施設など



本研修の流れ

- 1 著作権とは
- 2 図書館における著作権について
～複製を中心に～
- 3 まとめ



図書館における著作権 ～複製を中心に～

- 著作権法では、図書館は特別な場合として、許諾無しで資料等の複製が認められる。

（著作権法第31条）



複製できる権利の制限

図書館の果たしている

公共的奉仕機能にかんがみ、図書館等が

利用者の調査研究のために、また、

図書館資料の複製や図書館資料の

保存・活用のための複製について、

権利者の許諾なしにできることとした。

（著作権法第31条立法趣旨）

図書館は限られた条件内で 複写ができる



複製が認められる場合

- 司書または司書相当職員が置かれていること
- 非営利であること
- 行為の主体が図書館であること
- 所蔵資料であること



図書館で行える複製

- (1) 利用者に対する複写サービス
- (2) 資料保存のための複製
- (3) 他の図書館の求めに応じた
絶版等資料の提供



(1) 利用者に対する複写サービス

- 利用者の調査研究のため
- 利用者の求めに応じて
- 非営利

OK

卒論のため

申込書を受けてコピー

実費相当分
いただく

※ただし、用紙代や維持費等実費相当分の
料金を徴収するのは○



（１）利用者に対する複写サービス

誰が行うか

- 図書館等の責任において、原則、
人的（＝職員）
物的（＝図書館のコピー機）
手段を用いる。



（１）利用者に対する複写サービス

複写できる資料

- 公表された資料

（たまたま見つかった手紙、日記などは×）

- 自館の所蔵資料

（持ち込み× インターネットHP×）

※ 電子ジャーナルの記事については要確認



（１）利用者に対する複写サービス

複写できる範囲

- ・ 著作物の一部分を超えない
（一部分 = 半分）

※短編集、句集、事典などは１項目の半分、
画集、写真集は個々の作品の半分、
地図は見開き半分、楽譜は１曲の半分、
逐次刊行物の最新号は１項目の半分まで。



（１）利用者に対する複写サービス

複写できる範囲

- 「写り込み」について

※楽譜、地図、写真集、画集、
雑誌の最新号は除外



(1) 利用者に対する複写サービス

その他の留意点

- 1人につき1部
- 改変は認められない
 - ※ 同一性保持権（第20条）



(1) 利用者に対する複写サービス

これらのことを証明してもらうために、複写申込書を記入する必要がある。

⇒ 図書館職員と利用者を守ることにつながる。



図書館内での撮影について

- デジカメ等による撮影 = 複写

【許諾無しでできる場合】

- 私的使用
- 複製防止機能を解除していない
- 撮影者や撮影機器の持ち主が使用者本人

⇒ あくまで「できる」であるため、
図書館の管理上禁止することは
問題無い



(2) 資料保存のための複製

【許諾無しで複製できる条件】

- 所蔵スペースの関係で、マイクロフィルム等によって縮小複製する場合
 - ※原資料を破棄することが条件
- 稀覯（きこう）本の損傷、紛失の予防
- 汚損ページの補完
- 入手困難（＝希少○、高価×）な貴重な資料を良好な状態で後世に継承する場合
 - ※いずれも所蔵資料であることが前提



（３）絶版等資料の提供

【許諾無しで複製できる条件】

- 政令で定める図書館からの依頼であること
（企業図書館× 小中高の図書室×）
- 絶版等の理由で入手困難
- 複製主体は所蔵館
（依頼館が借り受けして複製×）

※「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」（国公私立大学図書館協力委員会）を参照



次の場合は、許諾無しで複製可能

- 保護を受けていない著作物
（実測図など創作性が無いものなど）
- 著作権の目的とならない著作物
（法令、判決、告示、通達など）
- 著作権の消滅した著作物
（保護期間の満了）



本研修の流れ

- 1 著作権とは
- 2 図書館における著作権について
～複製を中心に～
- 3 まとめ



まとめ

- 著作権を守る「著作権法」によって、
著作者の保護と円滑な利用との
バランスが保たれることが大切。



著作権について知りたいときは

- 「著作権なるほど質問箱」 文化庁HP内
<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/>
- 「著作権Q & A」
公益社団法人著作権情報センターCRIC HP内
<http://www.cric.or.jp/qa/>
- 「著作権法逐条講義」
加戸守行／著（著作権情報センター）



※参考 司書相当職員とは

- ①司書資格所有者
- ②司書補資格を取得したのち4年以上図書館事務に従事した経験をもつ者
- ③国家公務員採用試験における図書館学の区分等での合格者
- ④大学等を卒業した者で、1年以上図書館事務に従事した経験があり、かつ文化庁官が定める著作権講習を修了した者
- ⑤高等学校、中等教育学校等を卒業した者等で、4年以上図書館事務に従事し、かつ、文化庁官が定める著作権講習を修了した者

